

平成十二年總理府令第五十一號

過疎地域自立促進特別措置法施行規則

過疎地域自立促進特別措置法第三十三条第一項の規定に基づき、過疎地域自立促進特別措置法施行規則を次のように定める。

第一条 過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第百七十五号。以下「令」という。）第五条第二項の規定により加算する額は、過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号。以下「法」という。）第十条第二項の事業に要する経費に対する通常の国の交付金の額に、当該事業につき法別表に掲げる割合を当該事業に要する経費に対する通常の国の負担又は補助の割合に相当するもので除して得た数から一を控除して得た数を乗じて算定するものとする。

第二条 去年三十三年第一頁に規定する總務省令・農林水産省令・國土交通省令で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

卷二

一　法第二条第一項の規定により過疎地域をその区域とする市町村として公示された市町村の廃置分合又は境界変更（以下「廃置分合等」という。）があった場合における当該廃置分合等により新たに設置され、又は境界が変更された市町村（以下「廃置分合等市町村」という。）について令第四条第一項の規定の例により算定した基準財政収入額を同項の規定の例により算定した基準財政需要額で除して得た数値（小数点以下五位未満の数値を四捨五入して得た数値とする。）で廃置分合等市町村となつた日の属する年度前三箇年度内の各年度に係るものを作成したものの三分の一

の数値（小数点以下一位未満の数値を切り捨てて得た数値とする。）が〇・四二（廃置分合等市町村となつた日の属する年度から五箇年度について〇・七一）以下であること。

二 廃置分合等市町村について令第四条第二項の規定の例により算定した平成七年（廃置分合等が平成八年以降において最初に行われる国勢調査の結果による人口の年齢別構成が公表された日以後このつと場合によは、当該国勢調査が行つて手。以下同じ。）の人口が、同頭の規定の列こじり算定して昭和三十五年（廃置分合等が平成八年以降に於ける最も近い前回の国勢調査の結果によ

三 廃置分合等市町村に係る住民福祉の向上が阻害されていること。
三 廃置分合等市町村における施設等の整備が十分行われていないため、当該廃置分合等市町村における

四 廃置分合等市町村が次のいすれかに該当すること
一 管理分合等市町村二合以上（第一項の規定

イ 廃置分合等市町村について令第四条第一項の規定の例により算定した平成七年の人口を廢置分合等前に法第二条第二項の規定により過疎地域をその区域とする市町村として公示された市町村であった区域の平成七年の国勢調査の結果による人口又は令第四条第二項の規定の例により算定した平成七年の人口で除して得た数値が三以下であること。

口 廃置分合等市町村の区域の面積を廃置分合等前に法第二条第一項の規定により過疎地域をその区域とする市町村として公示された市町村であった区域の面積で除して得た数値が一以下であ

る」と、
平成二十二年四月一日以降に廃置分合等があつた場合における前項の規定の適用については、同項第一号中「第四条第一項」とあるのは「第四条第三項の規定により準用する同条第一項」と、

「〇・四一」とあるのは「〇・五六」と、「〇・七一」とあるのは「〇・七〇」と、同項第一号中「第四条第一項」とあるのは「第四条第三項の規定により準用する同条第一項」と、「平成七年（廢止）」

置分合等が平成八年以降において最初に行われる国勢調査の結果による人口の年齢別構成が公表された日以後にあつた場合には、当該国勢調査が行われた年（以下同じ。）とあるのは「平成十七年」と、「昭和三十五年（廃置分合等が平成八年以降において最初に行われる国勢調査の結果による人口の年齢別構成が公表された日以後にあつた場合に）」とあるのは「平成十七年以後にあつた場合に」、当該国勢調査が行われた年から起算し

て三十五年以前において最近に国勢調査が行われた年」とあるのは「昭和三十五年」と、「昭和四十五年（廃置分合等が平成八年以降において最初に行われる国勢調査の結果による人口の年齢別

前項の規定にかかるわらず、平成二十六年四月一日以降に廃置分合等があつた場合における第一項の規定の適用については、同項第一号中「第四条第一項」とあるのは「第四条第四項の規定によ

り準用する同条第一項」と「〇・四二」とあるのは「〇・四九」と「〇・七一」とあるのは「〇・六二」と、同項第二号中「第四条第二項」とあるのは「第四条第四項の規定により準用する同条第二項」と、「平成七年（堀置分会等が平成八年以降に於て最初に行われる国勢調査の結果による人口の年齢別構成が公表された日以降にあつた場合）は、当該国勢調査が丁ついた年。以下同

「平成二十一年」と「昭和五十五年」(廢置分合等が平成八年以降において最初に行われる国勢調査の結果による人口の年齢別構成が公表された日)以降にあつた場合には、当該国

勢調査が行われた年から起算して三十五年以前において最近に国勢調査が行われた年」とあるのは「昭和四十年」と、「昭和四十五年（廢置分合等が平成八年以降において最初に行われる国勢調査の結果による）」との二つである。公表された日以降から三十五年以内において最も近い国勢調査が行われた年」とあるのは「昭和六十年」とある。

査の結果による人口の合計別構成が公表された日以降にあつた場合には、当該回調査が行われた年から起算して「十五年以前において最近の回調査が行われた年」とあるのは「昭和四十一年」である。

前二項の規定にかかるわざ、平成二十九年四月一日以後に廃置分合等があつた場合における第一項の規定については、同項第4号中「第四条第一項」とあるのは「第四条第五項の規定によるもの」を「第四条第五項の規定によつて行はるるもの」とする。

第四条第五項の規定により適用する同条第二項などと、平成七年以降において最初に用いられる国勢調査の結果による人口の年齢別構成が公表された場合に限る。

は、当該国勢調査が行われた年。以下同じ。)」とあるのは「平成二十七年」と、「昭和三十五年(廃置合併等が平成八年以降において最初に行われる国勢調査の結果による人口の年齢別構成が公表

された日以後にあつた場合には「当該国勢調査が行われた年から起算して三十五年以前において最近に国勢調査が行われた年」とあるのは「昭和四十五年」と、「昭和四十五年（廢置分合等が平成八年以降において最初に行われる国勢調査の結果による人口の年齢別構成が公表された日以後にあつた場合には、当該国勢調査が行われた年から起算して二十五年以前において最近に国勢調査が行われた年）」とあるのは「平成二十七年」とする。

この府令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二年八月四日總理府令第一〇三号）

この府令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則（平成一七年四月一日／総務省／農林水産省／国土交通省／令第二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二年三月三一日／総務省／農林水産省／国土交通省／令第一号）

この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二六年三月三一日／総務省／農林水産省／国土交通省／令第一号）

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二十九年三月三一日／総務省／農林水産省／国土交通省／令第一号）

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。